

日米通商交渉の歴史(概要)

2012年3月
外務省

・1950年代から70年代後半にかけて、対米輸出急増に伴う貿易問題が発生(繊維製品, 鉄鋼, カラーTV, 自動車等)。

日米繊維交渉

- ・1970年, 日米繊維交渉開始。
- ・1972年, 日米繊維協定調印(繊維製品の輸出自主規制を受入れ)。

日米牛肉・オレンジ交渉

- ・1977年, 第1次交渉
 - 78年, 数量合意(83年度には右を達成すべく拡大。牛肉:83年度3万トン, オレンジ:8万トン, オレンジジュース:6,500トン)
- ・1983年, 第2次牛肉・オレンジ交渉(数量拡大要求)→ 84年, 牛肉につき88年度までに年間6,900トンずつ増加させることで合意。
- ・1988年, 第3次牛肉・オレンジ交渉(輸入割当撤廃, 関税化を行い, 税率を段階的に引き下げ), 最終合意。
 - 牛肉:91年度70%, 92年度60%, 93年度50%(急増の場合:+25%),
オレンジについては3年, オレンジジュースについては4年で自由化(輸入枠の撤廃と関税率の引き下げ)。

日米自動車問題

- ・1970年代, 石油危機を背景に日本製小型自動車の対米輸出急増。米国自動車産業は低迷。業界, 労働組合, 議会からの圧力が高まる。
- ・1981年, 日本は自動車の対米輸出の自主輸出規制を表明。以後, 81~83年度は168万台, 84年度は185万台, 85~91年度は230万台, 92~93年度は165万台の自主規制を継続。
- ・1992年, 日本は米国製自動車部品の対日輸出増大及び販売増大を目的としたアクションプランを作成(日系米国工場における米国製部品購入額は94年度に約150億ドル, 米国製部品輸入額は94年度に40億ドルとする自主計画を自動車各社の自主的な取組として発表)。
- ・1993年に開始された日米包括経済協議(後述)では, 自動車・同部品が優先分野の1つとされ, 95年に包括協議の枠組みにおいて,
①外国車の対日アクセス促進及び外国製部品の販売機会の拡大に関して日米両国政府が実施すべき措置, ②我が国が行う規制緩和措置(重要保安部品の削減, 整備工場の認証・指定に係る規制緩和, 構造等変更検査に関する規制緩和等)について合意。
また, 包括協議の枠外として, ①日本自動車メーカーによる北米製部品の購入, ②同企業による北米における完成車生産, ③同企業による日本で使用される外国製部品の購入, ④米国自動車メーカーと日本のディーラーとの間のフランチャイズ契約の増加による新規販売拠点の増加について共同発表等が行われた。

MOSS(市場志向型分野別: Market-Oriented, Sector-Selective) 協議

- ・1985年, 特定分野(エレクトロニクス, 電気通信, 医薬品・医療機器, 林産物等)の日本市場アクセスに対する障害に関するMOSS 協議開始。
- ・1986年, 電気通信サービス市場の一部自由化, 木材製品及びコンピュータ部品の関税撤廃等に合意。

日米半導体協議

- ・1985年, 日米半導体協議開始。
- ・1986年, 第1次日米半導体協定締結 (日本における外国系半導体の市場参入機会拡大, ダンピング防止等)。
- ・1991年, 第2次日米半導体協定締結 (同上)。

日米スーパーコンピュータ問題

- ・1987年, 米国は日本のスーパーコンピュータ市場において不公平な競争を強いられていると主張, スーパー301条(米国の通商に対する不当な貿易障壁等を持つ外国の特定, 調査及び措置の発動等について規定)の対象とする。
- ・1989-90年, 4回の専門家会合が行われ, 概ね決着。→政府調達手続面の措置の導入, 苦情処理機関設置等。

日米構造問題協議(SII: Structural Impediments Initiative)

- ・1989年, 日米両国の国際収支不均衡の削減に向けた日米双方の努力及び措置に関する双方向の協議を開始。
- ・1990年, 最終報告を公表。
 - 日本側措置: 貯蓄・投資パターン, 流通(大店法改正等), 排他的取引慣行(独禁法及びその運用の強化等), 系列関係, 価格メカニズム。
 - 米側措置: 貯蓄・投資パターン, 企業の投資活動と生産力, 企業ビヘイビア, 政府規制, 研究・開発, 輸出振興, 労働力の教育及び訓練。

日米保険協議

- ・1993年, 日米包括経済協議の枠組みの下で優先分野の一つとして協議を開始。
- ・1994年3月, ①免許・商品認可基準の明確化, ②外国保険会社の加入を可能とする損保協会の定款変更, ③保険制度改革に係る外国保険会社からの意見聴取, ④商品及び料率の認可の弾力化, ⑤ブローカー制度の導入及び⑥独禁法適用除外の見直しにつき, 日本側の自主的措置を発表。
- ・同年10月, ①公正取引委員会による調査, ②料率と約款, ③第三分野(激変緩和措置), ④客観的基準等につき合意。
- ・1995-96年, 上記10月の措置の解釈及び適用を巡り協議, 「補足的措置」を決定。

日米包括経済協議

・1993年, SII及び既存のアレンジメント全てを包括するものとして包括経済協議を開始(①マクロ政策, ②日米協力分野(コモン・アジェンダ), ③セクター別・構造問題)。

・合意内容は以下のとおり。

➤ 政府調達(電気通信, 医療技術): 内外無差別, 透明, 公正, 競争的かつ開放的な政府調達手続を確保し, 日本の公共部門の調達における外国製品(電気通信機器・医療技術製品)及び(電気通信・医療)サービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させるための措置等につき合意。

➤ 規制緩和及び競争

保険: (上記「日米保険協議」を参照)

金融サービス: 外国の金融サービス提供者の市場アクセスを相当程度改善し, 規制の透明性と手続上の保護の向上, 金融システムの安全性及び健全性の確保等を目的とした措置等につき合意。

➤ その他の主要セクター(自動車・自動車部品): (上記「日米自動車問題」を参照)

➤ 経済的調和

投資: 投資障壁に対する米側懸念に対応し, 対日直接投資促進のための措置につき合意。

知的所有権(特許): 英語出願の許容, 付与前異議申立制度の付与後異議申し立て制度への変更, 早期審査制度の運用の改善につき合意。

➤ 既存のアレンジメント及び措置の実施(板ガラス): 輸入促進措置, 復層ガラス・安全ガラスに関する措置, 民間工事に関する内外無差別措置, 公共事業に関する措置, 競争政策に関する措置等につき合意。

「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」の下で規制緩和対話

・1997年, 上級会合及び6つの専門家レベル会合(規制緩和・競争政策等, 電気通信, 住宅, 医療機器・医薬品, 金融サービス, エネルギー)を開始。

→ 1997年-2001年にかけて4回の対話を実施。各回毎に共同現状報告を発表。

成長のための日米経済パートナーシップ

・2001年, 次官級経済対話, 規制改革及び競争政策イニシアティブ, 貿易フォーラム, 投資イニシアティブ, 財務金融対話, 官民会議の6つのフォーラムを設置。

・規制改革及び競争政策イニシアティブでは, 電気通信, 情報技術, エネルギー, 医療機器及び医薬品, 競争政策, 透明性, 法制度改革, 商法改正, 流通を含む主要な分野について協議。

→ 2001年-2009年にかけて8回の対話を実施。各回毎に「要望書」を交換, 協議結果を「報告書」としてまとめ, 両首脳へ提出。